

個別規程 IIJ マネージド VPN PRO サービス

令和3年10月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ マネージド VPN PRO サービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
親拠点	同一の VPN 網内において、契約者が指定する一の主たる拠点(以下この個別規程において「親拠点」といいます。)に対し、当社と契約者との間で一の契約(以下この個別規程において「親たる契約」といいます。)を締結するもの
子拠点	同一の VPN 網内において、契約者が指定する当社指定の範囲内の数における複数の従たる拠点(以下この個別規程において「子拠点」といいます。)に対し、その拠点ごとに、当社と契約者との間でそれぞれ一の契約(以下この個別規程において「子たる契約」といいます。)を締結するもの

第2条(品目)

IIJ マネージド VPN PRO サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
シングルスターシングルエッジ	親拠点、子拠点に設置されるそれぞれ1台の VPN 機器を用いて一の VPN 網を構成する IIJ マネージド VPN PRO サービス
デュアルスターデュアルエッジ	親拠点、子拠点に設置されるそれぞれ2台の VPN 機器を用いて VPN 網の冗長化を図る IIJ マネージド VPN PRO サービス
デュアルスターシングルエッジ	親拠点に設置される2台の VPN 機器及びそれぞれの子拠点に設置されるそれぞれ1台の VPN 機器を用いて VPN 網の冗長化を図る IIJ マネージド VPN PRO サービス
クローズドモニタリング	上記の品目によって構成される VPN 網のうち、閉域網回線を終端する VPN 機器に対し、監視機能を提供する IIJ マネージド VPN PRO サービス

第3条(機器種別)

IIJ マネージド VPN PRO サービスには、次の VPN 機器の種別(以下この個別規程において「機器種別」といいます。)があります。

機器種別	内容
SEIL	当社が提供する SEIL/X1、SEIL/B1 又はそれと同等機能を有する当社指定の VPN 機器
Cisco	Cisco Systems, Inc.が提供する Cisco 891FJ、Cisco 892FSP、Cisco ISR 4351、ASR 1001-X、Catalyst 1000-24T-4G-L、Catalyst 1000-48T-4G-L、Catalyst 9300L-24T-4G-A 又はそれと同等機能を有する当社指定の VPN 機器

第 4 条(保守種別)

IIJ マネージド VPN PRO サービスには、種類毎に次の保守に関する種別(以下この個別規程において「保守種別」といいます。)があります。

保守種別	内容
タイプ2	VPN 機器障害に対して、オンサイト保守を行うもので、365 日 24 時間対応するもの

第 5 条(最低利用期間)

IIJ マネージド VPN PRO サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ マネージド VPN PRO サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年又は 3 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 前項の規定にかかわらず、IIJ マネージド VPN PRO サービス契約の期間中に第 9 条(契約内容の変更)第 1 項の規定に基づく機器種別の変更があった場合には、当該 IIJ マネージド VPN PRO サービス契約について、変更後の機器種別に係る課金開始日を起算日として、1 年間又は 3 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

第 6 条(契約の単位)

当社は、IIJ マネージド VPN PRO サービスの場合にあっては、契約者が指定する一の親拠点ごとに一の親たる契約及び一の子拠点ごとに一の子たる契約に係る IIJ マネージド VPN PRO サービス契約を締結します。

第 7 条(IP アドレスの特定)

IIJ マネージド VPN PRO サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ マネージド VPN PRO サービス契約において使用する IP アドレスは、IIJ マネージド VPN PRO サービス契約の内容に応じて当社又は契約者が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ マネージド VPN PRO サービスを利用することはできません。

第 8 条(利用条件)

IIJ マネージド VPN PRO サービスを利用するには、契約者は、第 1 条(種類)に定める種類毎に少なくともそれぞれ一の利用の申込を行うことが必要です。

2 契約者は IIJ マネージド VPN PRO サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ マネージド VPN PRO サービスの対象となるインターネット網との通信が行われる環境(以下この個別規程において「通信環境」といいます。)の設定
- (2) 契約者の LAN 環境の設定
- (3) VPN 機器を設置、稼動することができる電源及び場所の確保
- (4) クローズドモニタリングを利用する場合にあっては、当社が指定する場所との通信を行うための電気通信回線の用意
- (5) 前 4 号の他当社が個別に指定するもの

3 前項第 1 号の通信環境が当社のサービスによらない場合、契約者は IIJ マネージド VPN PRO サービスの提供に必要な通信環境の設定情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとしします。

4 第 2 項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ マネージド VPN PRO サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 9 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ マネージド VPN PRO サービスの機器種別(プライベートスイッチオプションの機器種別を含む)につき、別紙 4 に定める範囲において、その変更を請求することができるものとしします。

2 契約者は、前項に定める条件の範囲以外の IIJ マネージド VPN PRO サービスの機器種別、並びに種類、品目及び保守種別を変更することはできません。

第 10 条(VPN 接続に関する設定変更権限)

当社は親たる契約に係る IIJ マネージド VPN PRO サービス契約の契約者に対し、当該親たる契約に係る IIJ マネージド VPN PRO サービス及び同一 VPN 内の子たる契約に係る IIJ マネージド VPN PRO サービスに関する設定の変更権限を付与します。

2 子たる契約に係る IIJ マネージド VPN PRO サービスに関する設定の変更は、同一 VPN 内の親たる契約の契約者からのみされるものとしします。

3 第 1 項及び前項の設定変更作業は、親たる契約の契約者の指示に基づき当社が行うものとしします。

4 契約者は、前項の変更作業に関し、別紙 1 の 3.(3)の費用を支払うものとしします。

第 11 条(設定情報の開示)

当社は IIJ マネージド VPN PRO サービスの必要性に応じて、同一 VPN に係る契約者の通信環境の設定情報を、同一 VPN に係る他の契約者に開示することができるものとします。

第 12 条(機器の選定)

IIJ マネージド VPN PRO サービスにおいて提供する VPN 機器、プライベートスイッチオプションを利用する場合に追加するスイッチ機器、モバイルカードオプションを利用する場合に追加するモバイル端末機器及び SIM カード、並びにラックマウントキットオプションを利用する場合に追加する取り付け金具(以下この個別規程において「VPN 機器等」といいます。)は、第 1 条(種類)に定める種類、第 2 条(品目)に定める品目、その他 IIJ マネージド VPN PRO サービスの内容に応じて当社が選択して提供するものとします。

第 13 条(機器の設置)

契約者は当社の指示に従って VPN 機器等の設置を行うものとします。ただし、第 17 条(オプションサービス)第 2 項第 1 号に定めるオンサイト設置オプションを利用する場合はこの限りではありません。

第 14 条(機器の管理)

契約者は、VPN 機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、VPN 機器等の停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 IIJ マネージド VPN PRO サービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、VPN 機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で VPN 機器等を使用しないこと
- (4) VPN 機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して VPN 機器等を亡失し又は毀損したときは、当該 VPN 機器等の回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IIJ マネージド VPN PRO サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合(第 9 条(契約内容の変更)の規定により VPN 機器等を使用しなくなった場合を含みます)には、契約者は、当該契約の終了日(契約内容の変更の場合は当該契約内容の変更日)から 30 日以内に VPN 機器等を当社に返還するものとします。

第 15 条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、VPN 機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該 VPN 機器等を当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該 VPN 機器等の修理又は交換を行うものとし、ただし、当該故障が軽微なものである場合には、当社の指示に従い、契約者に対応していただくことがあります。

3 第 1 項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果 VPN 機器等に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(4)に定める金額を支払うものとし、

第 16 条(亡失品に関する措置)

契約者は、VPN 機器等を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 14 条(機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合の当該 VPN 機器等を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとし、

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとし、
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとし、
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 14 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 17 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ マネージド VPN PRO サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) オンサイト設置オプション

当社が提供する VPN 機器等を契約者の申込に基づき当社が設置するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) コールドスタンバイオプション

契約者宅内に同一の VPN 機器を追加し、VPN 機器の障害等の場合に当社の指示に基づき契約者自身による交換を可能にするものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(3) プライベートスイッチオプション

契約者宅内に当社が提供するスイッチ機器を追加し、当該スイッチ機器を用いた IIJ マネージド VPN PRO サービスの利用を可能とするともに、当該スイッチ機器に対する運用監視機能(運用監

視機能等に対応する仕様を有するスイッチ機器の場合に限ります。)等を付加して提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(4) モバイルカードオプション

当社が指定する VPN 機器に当社が貸与するモバイル端末機器(SIM カードを含む)を接続することにより、ドコモの移動無線通信に係る通信網を利用して、親拠点及び子拠点間の VPN 接続を可能とするオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(5) ラックマウントキットオプション

当社が指定する VPN 機器について 19 インチラックマウント用の取り付け金具を貸与するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(6) SFP モジュールオプション

当社が指定する VPN 機器に当社が貸与する SFP モジュールを接続することにより、標準提供している VPN 機器のインタフェース規格の変更をするオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(7) VPN モジュールオプション

当社が指定する VPN 機器に当社が貸与する VPN モジュールを接続することにより、当該 VPN 機器の暗号化通信の処理性能が向上するオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 コールドスタンバイオプション、プライベートスイッチオプション、SFP モジュールオプション及び VPN モジュールオプションの利用における最低利用期間は 1 年、モバイルカードオプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。但し、第 9 条(契約内容の変更)第 1 項の規定に基づくプライベートスイッチオプションの機器種別の変更があった場合には、当該プライベートスイッチオプションの利用について、変更後の機器種別に係る課金開始日を起算日として、1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 18 条(モバイルカードオプションの利用の場合における特則)

契約者がモバイルカードオプションにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してモバイルカードオプションを利用することはできません。

2 モバイルカードオプションは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みません。)である場合に限り利用することができます。

3 モバイルカードオプションを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。また、契約者は、モバイルカードオプションに係る IIJ マネージド VPN PRO サービスにおいて当社から提供を受けた役務、モバイル端末機器(SIM カードを含む)、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。ただし、法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)に対して販売する場合であって、当社が

定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

4 当社は、契約者確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。)を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が本人確認に応じない場合又は本人確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社はモバイルカードオプションの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る IIJ インターネットサービス契約の解除を行うことができるものとします。

5 モバイルカードオプションは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、モバイルカードオプションは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

6 契約者は、当社が指定するモバイル端末機器(SIM カードを含む)以外の通信手段を用いたモバイルカードオプションの利用、及びモバイルカードオプションにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。また、契約者は、モバイルカードオプションにおいて、モバイル端末機器を、音声通話及び 64k データ通信(テレビ電話を含みます。)の用途に供してはならないものとします。

第 19 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ マネージド VPN PRO サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 20 条(料金)

契約者が、IIJ マネージド VPN PRO サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ マネージド VPN PRO サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 21 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ マネージド VPN PRO サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 22 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ マネージド VPN PRO サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。但し、モバイルカードオプションにおける通信の輻輳、電波状況の悪化、その他移動無線通信の通信網に係る事項を原因とする場合は含まないものとします。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ マネージド VPN PRO サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 23 条(機能の制限)

IIJ マネージド VPN PRO サービスを利用して VPN 接続する場合、その接続先たるネットワークについても IIJ マネージド VPN PRO サービスを利用している必要があります。

2 IIJ マネージド VPN PRO サービスで接続される契約者の LAN において使用できる IP アドレス空間は、RFC1918 に規定するプライベート・アドレス空間に限るものとします。

3 親たる契約において用いられる VPN 機器は、他の親たる契約において用いられる VPN 機器と VPN 接続することはできません。

4 子たる契約において用いられる VPN 機器は、複数の親たる契約において用いられる VPN 機器と VPN 接続することはできません。

附則

平成 18 年 6 月 1 日施行

この契約約款は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

平成 19 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

平成 19 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

平成 20 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

平成 20 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

平成 20 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 21 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

平成 21 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

平成 22 年 2 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

2 当社は、平成 22 年 2 月 1 日をもって、保守種別タイプ 1 を廃止します。

3 平成 22 年 1 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した保守種別をタイプ 1 とする IIJ マネージド VPN PRO サービス契約については、なお従前の保守種別の料金の額のまま保守種別をタイプ 2 とする IIJ マネージド VPN PRO サービス契約として有効に存続するものとします。ただし、機器種別を NetScreen とする IIJ マネージド VPN PRO サービス契約については、前項の記載にかかわらず保守種別をタイプ 1 とし、なお従前の条件のまま存続するものとします。

平成 22 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

2 当社は、平成 22 年 4 月 1 日をもって、機器種別が NetScreen である IIJ マネージド VPN PRO サービス契約について存続する保守種別タイプ 1 を廃止します。

3 前項の保守種別タイプ 1 の廃止により、機器種別を NetScreen とする IIJ マネージド VPN PRO サービス契約については、保守種別をタイプ 2 として、なお従前の料金の額のまま存続するものとします。

平成 22 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

平成 22 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

平成 23 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

平成 23 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 23 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

平成 23 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。

平成 23 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 24 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 25 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

平成 25 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 27 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

平成 27 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。

平成 27 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

平成 29 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

令和 2 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

令和 3 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ マネージド VPN PRO サービスにおける料金等 [第 20 条 関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ マネージド VPN PRO サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

オンサイト設置オプション、コールドスタンバイオプション、プライベートスイッチオプション、モバイルカードオプション、ラックマウントキットオプション、SFP モジュールオプション及び VPN モジュールオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ マネージド VPN PRO サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

コールドスタンバイオプション、プライベートスイッチオプション、モバイルカードオプション、ラックマウントキットオプション、SFP モジュールオプション及び VPN モジュールオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 4 条(保守種別)に定める保守に関する種別がタイプ 2 の場合において、距離に関わらず交通の便が悪い場所における作業が発生する場合には交通費等の実費、並びに、VPN 機器を設置するにあたって特別な工事が必要な場合にはその実費に相当する金額

(2) 第 9 条(契約内容の変更)に基づく機器種別(コールドスタンバイオプション及びプライベートスイッチオプションの機器種別を含む)の変更にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(3) 第 10 条(VPN 接続に関する設定変更権限)第 4 項に基づく費用にあつては、次に定める金額

種別		料金
設定変更費用(VPN 機器1台・1作業あたり)	営業時間内(9時00分～19時00分まで)の作業	5,000円
	上記時間外の作業	10,000円

(4) 第15条(故障が生じた場合の措置)第3項に基づくVPN機器等の故障等にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(5) 第16条(亡失品に関する措置)第2項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(6) 第17条(オプションサービス)第2項第1号に基づくオンサイト設置オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額(作業中止、長時間稼働及び緊急対応に係る費用として当社が定める費用が発生した場合は当該金額、及び、距離に関わらず交通の便が悪い場所における作業が発生する場合には交通費等の実費、VPN機器等を設置するにあつて特別な工事が必要な場合にはその実費に相当する金額を含む。)

別紙2 最低利用期間内解除調定金 [第21条関係]

1 第21条第1項関係

IIJ マネージド VPN PRO サービスの種類及び品目に応じ、第5条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.月額費用に定める金額

2 第21条第2項関係

第17条(オプションサービス)第3項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.月額費用に定める金額(ただし、モバイルカードオプションについて、最低利用期間内解除調定金の金額が9,500円を超える場合にあつては最低利用期間内解除調定金の金額を9,500円とする)

別紙3 料金の減額 [第22条関係]

利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の30分の1を乗じて算出した額を減額するものとする。

別紙4 契約内容の変更 [第9条1項関係]

機器種別(コールドスタンバイオプション及びプライベートスイッチオプションの機器種別を含む)の変更は、当社が別途定める変更前及び変更後の機器種別間において可能とする。